

## (仮称)座間市環境美化条例(案)の制定について

### ①条例制定の背景と、これまでの経緯

昨今、環境美化に対する市民意識は高揚しており、座間市でも、市内で散見される「路上喫煙」、「ポイ捨て」、「飼い犬等のふんの放置」、「落書き」について、どのように規制、対処すべきか、研究・検討を続けてきました。

その結果、地域環境の美化の促進と市民の快適な生活環境を確保することを目的とした条例の制定が必要との認識に至りました。

条例の制定には、庁内部局間の調整が必要となるため、本年2月22日に開催された政策会議で、各部局室長に条例案についての説明を行いました。

その後、2月25日に、座間市長名で学識経験者や市民活動団体の長、公募市民で構成されている座間市環境審議会に対し、(仮称)座間市環境美化条例について諮問しました。また、座間市環境審議会規則の第8条に、審議会内に部会を置くことができると規定されていることから、少人数で論点を整理して議論することが可能な部会を設置し、条例の素案を作成した上で、最終的に審議会の場で答申書をまとめ上げることになりました。

部会は3月から4月の間に3回開催され、活発な意見が交わされました。また、「座間市環境保全推進アドバイザー事業」を3回活用し、学識経験者からの御意見・御助言もいただきました。

その後、5月22日の審議会で、部会がまとめ上げた条例素案を審議し、6月15日の審議会で、条例案についての検討課題と、条例の施行に伴う留意点が盛り込まれた、最終的な答申書が座間市長宛に提出されました。答申書には、部会と審議会でまとめ上げた、最終的な条例案が添付されました。

条例案では、「公共の場所における喫煙の制限」、「空き缶等の投棄等の禁止」、「飼い犬等のふんの放置等の禁止」、「落書きの禁止」という、4つの項目を、制限又は禁止事項として規定しています。また、禁止行為に実効性を持たせるため、罰則を設けています。

この条例案に対し、市民の皆様からの御意見を伺うため、パブリックコメントを実施します。

### ②条例制定のスケジュール

現在、検討を進めている(仮称)座間市環境美化条例(案)の制定スケジュールは次のとおりです。

平成29年2月20日	(仮称)座間市環境美化条例制定に係る政策会議
平成29年2月22日	座間市環境保全推進アドバイザー事業
平成29年2月25日	平成28年度第3回座間市環境審議会【諮問】

平成29年3月24日	平成28年度第1回条例検討部会
平成29年3月29日	座間市環境保全推進アドバイザー事業
平成29年4月12日	平成29年度第1回条例検討部会
平成29年4月26日	平成29年度第2回条例検討部会
平成29年5月17日	座間市環境保全アドバイザー事業
平成29年5月22日	平成29年度第1回座間市環境審議会
平成29年6月12日	座間市環境保全推進アドバイザー事業
平成29年6月15日	平成29年度第2回座間市環境審議会【答申】
平成29年7月～	横浜地方検察庁協議開始
平成29年11月15日 ～12月31日	条例案に対するパブリックコメント実施
平成30年3月	市議会3月定例会へ条例案の上程、議決後に条例公布
平成30年4月～ 平成31年3月	条例周知期間
平成31年4月1日	条例施行

### ③用語解説

しもん 諮問	一般に意見を聞くことをいいますが、法令用語としての諮問は、通常、一定の機関に対し、法令上定められた事項についての意見を聞くことをいいます。意見を聞かれた機関は、調査を行い、審議を経て、意見を答申します。諮問した側は、法的にはその答申の内容に拘束されることはありませんが、できるだけ尊重すべきものとされています。
とうしん 答申	諮問を受けた機関が、諮問された事案について、議論した内容を取りまとめて回答することを言います。
座間市環境保全推進 アドバイザー事業	市民が組織する団体（以下「市民団体」という。）等及び市が行う環境保全活動に対して、環境保全推進アドバイザーによる支援を行うことにより、市の環境保全の円滑な推進に資することを目的とした事業です。

### ④条例案

- ・別紙参照